

子どもたちが健やかにいきいきと 親と地域が笑顔でふれあう 旭市の未来づくりのために

— 旭市要保護児童対策地域協議会を設置 —



市では、児童福祉法に基づく旭市要保護児童対策地域協議会を設置し、2月16日に初の代表者会議、併せて県共催による児童虐待防止講演会を開催しました。

この協議会は、地域の関係機関の連携を強化し、虐待を受けた児童、非行児童、障害児童などの要保護児童を早期発見・早期対応することを目的としています。また、適切な保護を行うために情報や認識の共有化を図り、支援内容を協議していきます。

「ためらわずに相談する勇氣」

児童虐待の増加は社会的課題であり、地域の一員として、子どもたちの見守りが必要です。子どもの様子がおかしいと思ったら、市役所社会福祉課児童班、銚子児童相談所、警察署などにご相談ください。

■通告は国民（市民）の義務です。…「児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条」により、児童虐待を発見した場合、速やかに通告（相談）してください。

■通告（相談）者の秘密は守られます。…「児童虐待防止法第7条」

■仮にさまざまな事情があっても、子どもの命を最優先と考えて、ためらわずに通告（相談）してください。

■虐待の種類

【身体的虐待】

殴る・ける、熱湯をかける、タバコの火を押し付けるなど

【性的虐待】

性的暴行、ポルノグラフィの被写体にするなど

【ネグレクト（養育の放棄または怠慢）】

家に閉じ込める、病気や怪我の面倒を見ない、十分な食事を与えないなど

【心理的虐待】

言葉による脅かし、無視したり心を傷つけることを繰り返すなど

■構成機関

銚子児童相談所／海匠健康福祉センター／旭警察署／旭市医師会／旭市校長会／中核地域生活支援センター海匠ネットワーク／幼稚園／保育所／旭市人権擁護委員／旭市主任児童委員／旭市教育委員会学校教育課、旭市健康管理課、旭市社会福祉課

■問い合わせ先 社会福祉課児童班（☎62-8012）

4月から保健センターの保健事業の会場が変わります

現在実施しています各種保健事業の実施会場が一部、次のように変更になります。くわしい日程等は、3月中旬に各区を通じて配布します「健康カレンダー」をご覧ください。なお、お手元に届かない方は各保健センター窓口で配布いたします。

また、海上・飯岡保健福祉センターは4月から海上・飯岡保健センターに名称が変わります。

【予防接種事業】

これまで旧市町ごとに実施していました予防接種が、4月から2会場に変わります。会場の混雑を避けるため、原則として住所地により接種会場を分けますので、ご注意ください。

○BCG・ポリオ・三種混合

旭地域の方 ⇒ 旭市保健センター（二の2787番地1）

海上・飯岡・干潟地域の方 ⇒ 旭市海上保健センター（高生1番地）

○麻しん風しん混合

市内指定医療機関で個別接種

【母子保健事業】

これまで4会場で実施していました母子保健事業が、4月から飯岡保健センターの1会場での実施となります。なお、一部の相談は各保健センターでも実施します。

○乳幼児健康診査、教室、相談

会場：旭市飯岡保健センター（横根3520番地）

【基本健康診査・がん検診等】

これまでと変更なく、各保健センターで実施します。

【問い合わせ先】

◇旭市保健センター	☎63-8766
◇旭市海上保健福祉センター	☎55-5516
◇旭市飯岡保健福祉センター	☎57-3113
◇旭市干潟保健センター	☎68-1072